

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	倉本聰氏メッセージ動画制作業務
発 注 課	G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合事務局地域連携担当課
選 定 事 業 者	株式会社エイチ・ビー・シー・フレックス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>実行委員会では、北海道にゆかりのある脚本家である倉本聰氏に、環境問題に対する提言として「北海道から世界へのメッセージ」を作成していただいたところ。</p> <p>メッセージの制作の主目的は、会合に出席するG7刻及び招待国の政府関係者・国際機関の職員などに（以下「G7国大臣など」という。）に向けた提言であり、本業務は、実行委員会が会合前日に開催する地元主催レセプションの場において、メッセージを英語に翻訳した上で動画として放映することにより、G7国大臣などに込められた思いを的確に伝えることを目的とするもの。</p> <p>地元主催レセプション開催までの短期間において、当該業務を円滑かつ確実に履行するに当たっては、メッセージの制作者の意図や環境に対する考え方などを熟知していることが必要不可欠である。</p> <p>株式会社エイチ・ビー・シー・フレックスは、これまで倉本聰氏が脚本を手がけた19作品のドラマのほか、同氏が創設し、代表を務める「富良野自然塾」のドキュメンタリーを制作するなど、多数の実績を有し、同氏の作品に精通しているとともに、そこに込められた意図などを汲み取るための能力や経験を備えている。</p> <p>また、近年、当該業者以外に、倉本聰氏にかかる動画を制作した業者はなく、当該業者以上に強固な信頼関係を既に構築している者はいないことから、メッセージの本質を損なうことなく、環境問題に対する思いを動画に込めるに当たり、遅滞なく円滑に業務を遂行する能力と経験を有する唯一の業者である。</p> <p>以上のことから、本業務を履行できるのは、倉本聰氏にかかる動画制作を多数担うことで得た経験、知識及びノウハウを有する、当該業者のみであり、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に有さないものと認め、当該業者を選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和5年 2月13日